

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

厚生年金関係 11 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 17 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 11 件

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成20年4月1日から同年9月1日までの期間について、当該期間に係る標準報酬月額記録については、同年4月から同年8月までを16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（15万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成20年9月1日から21年10月1日までの期間について、当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、20年9月から21年8月までは38万円、同年9月は41万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、20年9月から21年8月までは訂正前の15万円、同年9月は訂正前の28万円とされているが、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を20年9月から同年12月までは38万円、21年1月は30万円、同年2月は34万円、同年3月及び同年4月は41万円、同年5月は34万円、同年6月及び同年7月は32万円、同年8月及び同年9月は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（平成20年9月から21年8月までは15万円、同年9月は28万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成20年8月1日、同年12月27日及び21年8月5日に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を20年8月1日及び同年12月27日は1万円、21年8月5日は5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 4 月 1 日から 21 年 10 月 1 日まで  
② 平成 20 年 8 月 1 日  
③ 平成 20 年 12 月 27 日  
④ 平成 21 年 8 月 5 日

A 社に勤務していた期間のうち、申立期間①については、報酬月額に対して、標準報酬月額が著しく低額になっている。また、申立期間②から④までについては、賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録となっていない。給与支払明細書及び賞与支払明細書があるので、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与総支給額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された当該期間に係る給与支払明細書及び事業主から提出された当該期間に係る賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 20 年 4 月から同年 8 月までは 16 万円、21 年 3 月及び同年 4 月は 41 万円、当該給与支払明細書及び当該賃金台帳において確認できる報酬月額から、20 年 9 月から同年 12 月までは 38 万円、21 年 1 月は 30 万円、同年 2 月及び同年 5 月は 34 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 32 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社の事業主は不明としているが、給与支払明細書及び賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が平成 20 年 4 月から 21 年 9 月までの全期間にわたり一致していない上、厚生年金基金における当該期間の報酬標準給与月額とオンライン記録における当該期間の標準報酬月額が一致していることから、事業主は、給与支払明細書及び賃

金台帳で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②から④までについて、当該期間の標準賞与額については、申立人から提出された当該期間に係る賞与支払明細書及び事業主から提出された当該期間に係る賃金台帳において確認できる賞与総支給額から、20年8月1日及び同年12月27日は1万円、21年8月5日は5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は不明としているが、複数の元従業員は、平成20年8月、同年12月及び21年8月に賞与が支給されたと述べているところ、これらの者にも標準賞与額の記録は無い上、申立人の厚生年金基金における当該期間の賞与標準給与額の記録も無いことから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年6月21日から同年7月5日まで

申立期間は、B社からA社へ異動はしたが、勤務形態や仕事内容が変わることは無く、継続して勤務していた。しかし、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務していたことが認められる（B社からA社へ異動）。

また、申立人と同日にB社からA社に異動したとする同僚は、申立期間において被保険者記録が継続している上、申立人と同様にB社からA社に異動し、被保険者期間に欠落がある同僚の所持する給与明細書から、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記の申立人と同日に異動したとする同僚のB社における資格喪失日及びA社における資格取得日が昭和40年6月21日であることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和

40年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社及びA社は既に解散しており、当時の事業主は死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成6年3月から同年10月までは53万円、同年11月から7年6月までは59万円、同年7月から同年12月までは44万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月1日から8年1月1日まで

A社に勤務していた期間の標準報酬月額の記録が、実際の給与額に比べて著しく低くなっている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成6年3月から同年10月までは53万円、同年11月から7年6月までは59万円、同年7月から同年12月までは44万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（8年1月1日）より後の同年2月1日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されている上、申立人のほか3名についても、同様に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、当時の事業主は、「当時、社会保険料の滞納があった。」と供述している。

さらに、商業登記簿謄本から、申立人が、申立期間当時、A社の取締役であったことが確認できるものの、当時の事業主は、「当該遡及訂正処理は、私が経理関係の専門家をお願いしたことで、申立人は関与していない。」と回答していることから、申立人が当該遡及訂正に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、かかる処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年3月から同年10月までは53万円、同年11月から7年6月までは59万円、同年7月から同年12月までは44万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年6月22日から同年8月31日までの期間について、申立人は、当該期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格の取得日に係る記録を同年6月22日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、35円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和19年6月及び同年7月の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

申立期間のうち、昭和20年1月21日から同年1月24日までの期間について、申立人は、当該期間において船員保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年1月24日に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月頃から同年8月31日まで  
② 昭和20年1月21日から同年4月1日まで

私は、昭和19年4月頃に、B社（後に、C社。現在は、D社）へ入社し、E市にあった船員訓練所へ配属され、同年8月に船舶Fへ乗船した。また、20年1月に船舶Gに乗船したが、2、3日後に沈没した。沈没後は塹壕堀等をしてしたが、同年4月に船舶Hに乗船した。船員訓練所へ配属されてから船舶Fに乗船するまでの期間及び船舶G沈没から船舶Hに乗船するまでの期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和19年6月22日から同年8月31日までの期間について、D社が保管する船員保険被保険者票から、申立人は、当該期間において、B社に甲板員見習として勤務していたことが認められる。

また、D社は、「申立人は、昭和19年6月22日に船員保険へ加入した

と思う。」と回答していることから、当該期間に申立人の給与から船員保険料を控除していたことが認められる。

なお、A社が作成した喪失船舶一覧表から、船舶Fは同社に管理されていた船舶であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の船員保険被保険者票の記録から35円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料を納付していたか否かについては、A社は既に解散しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②のうち、昭和20年1月21日から同年1月24日までの期間について、D社は、「提出した船員保険被保険者票に退職についての記載が無いことから継続して勤務していると思われる。」と回答していることから、申立人が当該期間において、B社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「昭和20年1月に船舶Gに乗船したが、2、3日後に沈没した。」と供述しているところ、厚生労働省社会・援護局は、申立人が同年1月に船舶Gに乗船したと回答している上、船舶Gは、喪失船舶一覧表によると、同年1月23日に沈没していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における船員保険被保険者の資格喪失日を昭和20年1月24日に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和19年4月頃から同年6月22日までの期間について、申立人が記憶する複数の同僚の証言から、申立人が当該期間において、B社の船員訓練所で訓練を受けていたことは推認できる。

しかし、昭和20年4月1日前には、「適用船舶に乗り組むため雇用されている者で、船内で使用されていないもの」（以下「予備船員」という。）について、船員保険の適用が無かったところ、申立人は、船員保険の適用外である予備船員であったと考えられる。

また、申立人が記憶する船員訓練所に在籍していた複数の同僚は、同僚が記憶する訓練所の在籍期間において、船員保険被保険者記録は無い。

このほか、申立人が当該期間において船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②のうち、昭和20年1月24日から同年4月1日までの期間つ

いて、D社は、「提出した船員保険被保険者票に退職についての記載が無いことから継続して勤務していると思われる。」と回答していることから、申立人が当該期間において、B社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、厚生労働省社会・援護局は、申立人が昭和 20 年 1 月に船舶Gに乗船したと回答している上、船舶Gは、A社の喪失船舶一覧表によると、同年 1 月 23 日に沈没していることが確認できる。

また、申立人は、「船舶G沈没後、船舶Hに乗船するまで塹壕堀等をしていった。」と述べており、当該期間は、船員保険の適用外である予備船員であったと考えられる。

さらに、申立人が記憶する船舶G及び船舶Hに乗船した同僚は、申立人の船舶G沈没後から船舶H乗船までの勤務について不明である旨の回答をしている。

このほか、申立人が当該期間において船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①のうち昭和 19 年 4 月頃から同年 6 月 22 日までの期間及び申立期間②のうち 20 年 1 月 24 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 7937

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間に同社本社から同社C事業所へ異動はしたが、継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社から提出された従業員台帳（発令情報）から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和44年6月1日に同社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及びD企業年金基金から提出された厚生年金基金加入員資格喪失届には、申立人のA社に係る被保険者資格喪失日は昭和44年5月1日と記載されていることから、事業主は、同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会

保険事務所は申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和27年10月24日に、同社D事業所における資格取得日に係る記録を35年3月21日に訂正し、27年10月の標準報酬月額を8,000円、35年3月の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年10月24日から同年11月15日まで  
② 昭和35年3月21日から同年4月1日まで

私の夫は、昭和21年10月から51年3月までA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録によると、同社E事業所から同社C事業所に転勤した時期、及び同社C事業所から同社D事業所に転勤した時期の記録が欠落している。

申立期間①及び②は退職しておらず継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録及びB社が保管する社員名簿から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（申立期間①は、昭和27年10月24日に同社E事業所から同社C事業所に異動、申立期間②は、35年3月21日に同社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA社C事業

所における昭和 27 年 11 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から 8,000 円、申立期間②の標準報酬月額については、同社D事業所における 35 年 4 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間①については、事業主が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届には、申立人のA社C事業所における資格取得日が昭和 27 年 11 月 15 日と記載されており、申立期間②については、同社が保管している厚生年金台帳に記載された申立人の同社D事業所における資格取得日が 35 年 4 月 1 日となっていることから、事業主が申立人についてオンライン記録どおりの資格取得日を届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る 27 年 10 月及び 35 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る 27 年 10 月及び 35 年 3 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日及びB社C工場における同資格の取得日に係る記録を、それぞれ昭和37年1月16日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月1日から同年2月16日まで

私は、昭和35年4月3日から平成8年10月15日までA社に継続して勤務していたが、B社C工場に転勤した際の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているが、申立期間は継続して勤務し、厚生年金保険の保険料も給与から控除されていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が発行した退職証明書及びに同社が保管している申立人に係る労働者名簿並びに健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和37年1月16日に、同社からB社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社C工場における昭和37年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、確認できる書類を保管していないため、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、これを確認できる関

連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成4年2月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成3年9月は28万円、同年10月から4年1月までは44万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月30日から4年2月1日まで

A社における厚生年金保険の資格喪失日が平成3年9月30日と記録されているが、4年1月31日まで勤務しており、申立期間においても保険料は給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ職場の同僚の回答から判断すると、申立人が申立期間当時、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は平成3年9月30日とされているが、当該喪失処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である同年10月31日より後の4年4月30日付けで3年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消された上で遡って行われていることが確認できる。

さらに、申立人のほか18人についても厚生年金保険被保険者資格の喪失の処理が平成4年4月30日付けで3年9月30日に遡って行われている上、このうち、A社において同年6月以前に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる被保険者11人は、いずれも同年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人がA社において平成3年

9月30日に被保険者資格を喪失したとする記録訂正は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を、申立人が申立期間以後に継続して勤務し、かつ、同社と事実上同一の会社であるB社における資格取得日と同日の4年2月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録から、平成3年9月は28万円、同年10月から4年1月までは44万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、平成9年8月から10年7月までは59万円、同年8月から同年11月までは20万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から10年12月31日まで  
厚生年金保険の被保険者記録によると、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は9万2,000円と記録されているが、実際には、月額59万円の給与に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていた。

調査の上、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係るA社における標準報酬月額は、当初、平成9年8月から10年7月までは59万円、同年8月から同年11月までは20万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（10年12月31日）より後の11年1月6日付けで、遡及して9万2,000円に減額訂正の処理がされていることが確認できる上、代表取締役を含む4名の取締役についても、同様の標準報酬月額の減額訂正が行われている。

また、商業登記簿謄本から、申立人がA社の取締役であったことが確認できるが、1名の同僚は、「A社は、社会保険料を滞納していたので、社会保険事務所の職員の指示に従い、標準報酬月額を遡及訂正した。申立人は、社会保険に関して決裁権限を有しておらず、事業主印を押すことができる立場にはなかった。」と証言している。

なお、申立期間のうち、平成10年8月から同年11月までの訂正前の標準報酬月額は20万円と記録されているところ、申立人は、「実際には

月額 59 万円の給与に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていた。」と主張している。

しかしながら、申立人の標準報酬月額は、平成 10 年 8 月 1 日の随時改定により、59 万円から 20 万円に変更されているところ、当該処理は、同年 8 月 14 日付けで行われており、遡及して記録訂正がなされた形跡は無く、上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらないことから、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主から回答が得られず、申立人も当該期間に係る給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人の当該期間の標準報酬月額が申立人の主張する月額 59 万円の給与に見合う標準報酬月額であったことを確認することができない。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成 9 年 8 月から 10 年 7 月までは 59 万円、同年 8 月から同年 11 月までは 20 万円に訂正することが必要であると認められる。

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月1日から5年3月31日まで

私が、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が13万4,000円と記録されているが、当時の給与額からすると低額であるので、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年3月31日）より後の同年5月12日付けで、遡及して13万4,000円に引き下げられている上、同日において、申立人以外の被保険者43名についても、その標準報酬月額が遡及してそれぞれ引き下げられていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本から、申立人は、A社の役員でなかったことが確認でき、申立人が同じ仕事をしていたとして名前を挙げた同僚も、「申立人は、私と同じ職種であり、役員ではなかった。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年2月1日から4年2月29日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を3年2月から同年9月までは41万円、同年10月から4年1月までは44万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成4年2月29日から同年3月17日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年3月17日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、44万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年2月1日から4年2月29日まで  
② 平成4年2月29日から同年3月17日まで

私は、昭和63年10月3日から平成4年3月16日までの期間、A社に勤務していた。

申立期間①の標準報酬月額が20万円に下げられているが、当時、会社からそのような説明を受けたことは無い。

また、申立期間②について、平成4年2月29日に被保険者資格を喪失していることになっているが、当該期間も継続してA社に勤務しており、給与から厚生年金保険料も控除されていた。調査の上、申立期間①の標準報酬月額の記録を訂正し、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成3年2月から同年9月までは41万円、同年10月から4年1月までは44万円と記録されていたところ、同社が厚生年

金保険の適用事業所でなくなった同年3月17日より後の同年4月6日付けで、遡って20万円に減額訂正処理されている上、申立人のほか8名の同僚についても、同様に標準報酬月額が遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について有効な記録の訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成3年2月から同年9月までは41万円、同年10月から4年1月までは44万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における被保険者資格の喪失日は、平成4年2月29日となっているが、当該処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年3月17日より後の同年4月6日付けで行われている上、申立人のほか61名についても同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理が有効であったとは認められないことから、申立人のA社に係る被保険者資格の喪失日を、雇用保険の離職日の翌日である平成4年3月17日に訂正することが必要である。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額は、上記の遡及訂正処理前の社会保険事務所の記録から、44万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年3月及び11年2月から15年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年3月  
② 平成11年2月から15年2月まで

私は、申立期間の国民年金保険料は銀行で納付していたのに、日本年金機構A事務センターに照会したところ、納付した記録が無いと言われた。また、基礎年金番号が二つあるとも言われたが、その理由は説明されておらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、申立内容のとおり、二つあったことが確認できる。最初の基礎年金番号は、申立人が20歳になる直前に「B」名義で付番されているが、国民年金被保険者資格取得届を提出していない者に対して、職権により被保険者資格取得処理を行い、年金手帳を送付した場合に表示される「手帳送付者」の記録が、オンライン記録上で確認でき、二つ目の基礎年金番号は、平成15年3月に申立人が厚生年金保険の被保険者になったことで「C」名義で付番されていたが、17年に、最初の基礎年金番号が二つ目の基礎年金番号に統合された上で、名義を「C」から「B」に訂正されていることが確認できる。

申立期間は、申立人には、最初の基礎年金番号だけが付番されていた時期であるが、国民年金保険料の納付状況については、申立人から供述等が得られず不明である上、申立期間以外にも未納及び未加入期間が散見される。

また、申立期間①及び②は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた上、申立期間②の一部は、14年4月以降の期間であり、保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、記録管理のシステム化が一層促進されていたこ

とから、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から平成元年3月まで

私は、昭和59年以前から国民年金に加入し、国民年金保険料を口座振替により納付しており、その加入手続及び保険料納付は、私の妻が行っていた。59年11月からA業を開業したときの確定申告書(控)があり、私の妻の保険料を申告できることを知らなかったため、私の分だけ申告したが、平成2年から夫婦二人分を申告するようになった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年以前から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者資格記録から、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は平成元年10月頃と推認でき、申立内容と相違している上、申立人の住民票によると、申立人は、申立期間以前から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住していることが確認でき、別の手帳記号番号が払い出される事情はうかがえない。

また、申立人は、自身名義の金融機関の口座から口座振替により、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、同金融機関に照会したところ、平成元年12月からの保険料が同口座から振り替えられていることが確認できるものの、申立期間に係る保険料の振替はなされていないことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和59年から63年までの確定申告書(控)を当委員会に提示しており、同申告書の社会保険料控除欄に記載されている金額は、当該期間の国民年金保険料が納付済みである申立人の妻の

分ではなく、申立人の分であると主張しているが、同欄に記載された金額は、当該期間の一人分の保険料額とは概ね一致しており、上述のとおり、申立人の国民年金の加入手続が平成元年10月頃と推認でき、申立期間当時は未加入期間であったことを考え合わせると、同欄に記載された金額は、申立人の妻の分であり、申立人の分とは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から51年9月まで

私は、昭和53年3月に結婚し、その後、国民年金の加入についての話を義父とした。結婚前の期間について、私は、厚生年金保険の被保険者資格期間がほとんど無いと思っていたので、そのことを義父に話したところ、20歳まで遡って国民年金保険料を納付することができると言われた。その分の保険料は、義父が全額を負担してくれることになったので、私の夫が市役所支所へ行って、国民年金の加入手続きを行い、約12年間分の保険料をまとめて納付した。国民年金に加入した時に交付された年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄に、41年\*月と書かれているため、未納だった約12年間分の保険料が納付されたと思った。申立期間が国民年金に未加入及び未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年3月に結婚し、申立人の夫が同年4月頃から同年9月頃に国民年金の加入手続きを行ったと述べており、申立人の夫は、申立人の国民年金の加入手続きを行った時期は、結婚の半年後ぐらいであったと思うと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続きは、同年10月に行われたものと推認でき、その時期は、第3回特例納付の実施期間中であることから、申立期間は、第3回特例納付等により、国民年金保険料を納付することが可能な期間ではあるが、申立人及び申立人の夫が述べている、その際にその夫が保険料としてまとめて納付したとする金額は、実際に当該期間の保険料を第3回特例納付等により納付した場合の金額と大きく乖離<sup>かい</sup>している。

また、申立人は、年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄に「昭和41年\*月\*日」と書かれていることから、申立期間の国民年金保険料を納付しているはずであるとしているが、国民年金の被保険者資格取得日は、保険料の納付の始期を特定するものではない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から同年7月まで

私が20歳になった時に、私の母親が、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、結婚するまでの間、母親が、自宅に来ていた集金人に納付してくれていた。結婚後、夫と家業を継ぎ、私が、夫婦二人分の保険料を、集金人に納付していたが、集金人制度がなくなり、納付書による納付になってからは、夫婦別々になったことがあったかもしれないが、私が、納付しており、申立期間当時の1か月の保険料額は、1万1,000円か1万3,000円ぐらいだった。

夫の年金の確認で、夫と一緒に年金事務所に行った際、職員に、夫の国民年金保険料は、60歳まで全て納付済みなのに、私だけ4か月未納になっていることは考えにくいと言われ、申立てを勧められた。私たち夫婦がそれぞれ60歳になるまで、保険料は、私がきちんと納付していたはずなのに、申立期間の保険料が、私だけ未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、現年度納付により納付したのか、過年度納付により納付したのか、記憶が定かではなく、当該期間の保険料の納付状況を確認することができない上、申立人の年金記録に関して不自然な事務処理等があったとはうかがえない。

また、申立期間は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成14年4月以降の期間であり、事務処理の電算化が一層促進されたことを踏まえると、当該期間の記録管理に誤りがあったとは考えにくく、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月から4年5月までの期間及び8年1月から12年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年11月から4年5月まで  
② 平成8年1月から12年7月まで

私は、平成3年10月及び8年1月に会社を退職した都度、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料については、金融機関等で毎月納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が居住している市の平成2年度の国民年金被保険者収滞納一覧表には、申立人の国民年金手帳記号番号が記載されていることが確認できるものの、3年度の当該一覧表には、申立人の手帳記号番号の記載が無いことが確認できることから、申立人は国民年金に加入していなかったものと推定するのが相当である。

また、申立期間②について、仮に申立人の主張のとおり、平成8年1月頃に国民年金への切替手続きを行った場合、9年1月の基礎年金番号が導入された時点で基礎年金番号が付番されるはずであるが、オンライン記録及び申立人が所持している年金手帳によると、12年8月29日に付番されていることが確認でき、9年1月に、申立人に別の基礎年金番号が付番された形跡は見当たらないことから、申立期間①と同様に、国民年金の未加入者であったと考えられる。

さらに、申立期間②は平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間を含んでおり、同番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた

状況下であることから、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人は、会社を退職した都度、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を複数の金融機関等で納付書により納付したと主張しているが、申立人は申立期間の保険料の納付場所、納付金額等の記憶が定かではない上、明確かつ具体的な納付行動がうかがわれず、保険料の納付状況が不明である。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 6865

### 第1 委員会の結論

申立人の平成13年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年8月

私の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付は、いつも母親が行っており、申立期間の保険料については、区役所の窓口で納付書を提示し、現金で納付したと聞いている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、平成15年5月頃に、区役所の国民年金課の窓口で、社会保険事務所（当時）から送られてきた同年同月1日発行の申立人に係る申立期間の国民年金保険料の納付書を提示し、当該期間の保険料を納付したところ、区役所の担当者が納付書に領収印を押さなかったため、当該納付書の余白に「すみ 区役所で」とメモ書きしたとして、今回、当該納付書を当委員会に提出している。しかし、14年4月から国民年金保険料の収納事務を国が一元的に実施していることから、制度上、区役所の窓口で同保険料を納付することはできない。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月 1 日から 59 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 59 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
③ 昭和 59 年 10 月 1 日から 60 年 12 月 1 日まで  
④ 昭和 60 年 12 月 1 日から 62 年 5 月 1 日まで  
⑤ 昭和 62 年 5 月 1 日から 63 年 8 月 1 日まで

私は、申立期間①はA社（現在は、B社）、申立期間②はC社（現在は、D社）、申立期間③はE社（現在は、D社）、申立期間④はA社、申立期間⑤はB社に勤務していた。

申立期間①から⑤までの標準報酬月額は、支給されていた給与額に比べて低額であり、当該期間において減給されたことも無いので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑤までについて、F基金の加入員記録における申立人の報酬標準給与月額は、厚生年金保険の標準報酬月額と一致しており、同基金は、「当時、事業所が社会保険事務所（当時）と当基金に提出する届出書は複写式であった。」と回答している。

また、申立期間①から⑤までについて、各事業所別被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の標準報酬月額の記録は、遡及して訂正されるなど不自然な処理が行われた形跡は無い上、複数の同僚の当該期間に係る標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額のみが著しく減額されているなど不自然な取扱いであったという事情は見当たらない。

さらに、申立期間⑤のうち、昭和 62 年 12 月 1 日から 63 年 8 月 1 日ま

での期間について、B社が保管する88年度賃金台帳によると、申立人は、当該期間において、オンライン記録における標準報酬月額を上回る報酬月額が支給されているものの、オンライン記録における標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、申立期間①、④及び⑤について、B社は、「保存年限経過のため、提出した賃金台帳のほかに当該期間に係る関連資料は残っていない。」と回答しており、申立期間②及び③について、D社は、「保存年限経過のため、当該期間に係る関連資料は残っていない。」と回答している上、申立人も、申立期間①から⑤までにおける報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間①から⑤までについて、申立人の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①から⑤までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 2 月頃から 52 年 1 月頃まで  
② 昭和 52 年 5 月頃から 53 年 2 月頃まで  
③ 昭和 53 年 3 月頃から 58 年 12 月頃まで  
④ 昭和 60 年 6 月 30 日から 61 年 3 月頃まで  
⑤ 平成 16 年 8 月 26 日から 18 年 1 月頃まで

私は、申立期間①はA店に、申立期間②はB店に、申立期間③はC社（現在は、D社）が経営するE店に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間④においてもF社が経営するG店に勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日が昭和 60 年 6 月 30 日となっている。また、申立期間⑤においてもH社が経営するI店に勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日が平成 16 年 8 月 26 日となっている。

申立期間①から⑤までを被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶する同僚の証言及び申立人が記憶する社長や専務の姓を当該同僚も記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人がA店に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、申立人が記憶する住所地にはA店という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない上、管轄の法務局において、商業登記簿も確認できない。

また、上記同僚は、A店を経営していた事業所はJ社であったと述べているところ、オンライン記録では、同社と同じ名称の適用事業所は2件、類似する事業所は8件存在することから、それぞれの事業所の健康保険厚

生年金保険被保険者名簿を確認したものの、申立人及び同僚の氏名、A店の社長及び専務に該当する姓の記載は無かった。

申立期間②について、申立人は、B店に勤務していたと主張している。

しかし、オンライン記録では、申立人が記憶する住所地には、B店という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない上、管轄の法務局において、商業登記簿も確認できない。

また、申立人は、同僚及び上司の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務実態を確認することができない上、申立人のB店に係る雇用保険の記録は無い。

さらに、申立人は、K社がB店を経営していたと思うと述べているところ、K社の担当者は、「これまでB店という名称の店舗を経営したことは無く、保管する名簿では、申立期間を含む昭和52年から53年までの間に在籍した社員の中に申立人の氏名は見当たらない。」と回答している上、K社に係るオンライン記録にも申立人の氏名は無い。

申立期間③について、複数の同僚の証言から期間は特定できないものの、申立人は、C社が経営するE店勤務していたことは推認できる。

しかし、D社は、「当時の資料が無く、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明である。」と回答している。

また、D社の担当者は、「昭和60年代に入社した従業員は厚生年金保険と雇用保険は同時に加入している。」と回答しているところ、申立期間当時、同社において厚生年金保険被保険者であり、申立人と同じ職場に勤務し、同じ職種のL職であった7名の同僚は、全員雇用保険に加入しているが申立人には雇用保険の加入記録が無い。

さらに、C社に係る事業所別被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間④について、申立人は、当該期間においてもF社が経営するG店に継続して勤務していたと主張している。

しかし、F社が加入していたM健康保険組合の加入記録では、申立人は、昭和60年6月30日に資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、F社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主に文書照会を行ったが、回答が得られず、申立人の勤務実態及び保険料控除を確認することができない。

申立期間⑤について、申立人は、当該期間においてもH社が経営していたI店に継続して勤務していたと主張している。

しかし、H社が保管している平成16年8月1日付けの申立人の退職届には、退職年月日が「平成16年8月25日限り」と記載され、同じく同社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格

喪失年月日欄には「平成16年8月26日」と記載されていることが確認できる。

また、申立人の雇用保険記録の離職日は、平成16年8月25日となっており、厚生年金保険の記録及び退職届に記載されている退職日と符合する。

このほか、申立人は、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和38年4月頃から39年11月頃までの期間、同年12月頃から43年6月頃までの期間、同年7月頃から44年7月頃までの期間及び50年5月31日から52年5月31日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和49年5月1日から50年5月31日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月頃から39年11月頃まで  
② 昭和39年12月頃から43年6月頃まで  
③ 昭和43年7月頃から44年7月頃まで  
④ 昭和49年5月1日から50年5月31日まで  
⑤ 昭和50年5月31日から52年5月31日まで

申立期間①はA社及びB社又はC社に、申立期間②はD社、申立期間③はE社に、派遣社員として勤務し、各社の製品を販売して勤務していたが、当該期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので調査をしてほしい。

また、F社の申立期間④の標準報酬月額が6万円と記録されているが、実際額は6万円より高額であったはずであり、同社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日についても、勤務していた同社G営業所が閉鎖されるまで3年間ぐらい勤務していたので、昭和52年5月31日になるはずだと思う。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、H店においてA社の製品及び名称がB社又はC社という事業所の製品の販売業務を行っていたことがあると主張している。

しかしながら、勤務時期及び同僚の名前を記憶していないため、申立人の申立期間①における勤務実態について証言を得ることができない。

また、申立期間①における申立てに係る事業所のうちA社は、「申立人の名前は、当社の社員名簿に記載が無いことから当社の正社員ではない。正社員でなければ厚生年金保険には加入させていなかった。」としている上、「販売員であればI職である。I職は日雇健康保険の加入者であり、当社の健康保険には加入せず、厚生年金保険についても加入手続は行っていない。」としている。

さらに、申立人は、名称がB社又はC社の事業所について、詳細な所在地や名称を記憶していないため、事業所を特定することができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、J店でD社の製品を販売していたところ、当該期間当時に同社においてJ店の営業担当であった元社員は、「申立人は、I職紹介所から派遣され、J店で当社の製品を販売していた。」と述べていることから、期間の特定はできないものの、申立人がI職として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の元社員は、申立人のD社における厚生年金保険加入について、「I職紹介所の<sup>あつせん</sup>幹旋で販売業務に携わっていた者の給与からは厚生年金保険料を控除していなかった。健康保険については、日雇健康保険手帳を準備してもらい1日の業務終了後に、手帳に印紙を貼付し日付印を押していた。」と述べている。

また、D社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も所在不明なことから、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

申立期間③について、E社の販売担当の複数の元社員は、申立人がJ店及びK店で、I職紹介所の<sup>あつせん</sup>幹旋で販売業務に携わっていたと述べていることから、期間の特定はできないものの、申立人がI職として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記の複数の元社員は、「I職紹介所の<sup>あつせん</sup>幹旋で販売業務に携わる者は、日給制で勤務しており厚生年金保険には加入していなかった。」と述べている。

また、E社の元事業主は、「当社は、既に倒産しているため、申立期間当時の資料の保管は無いが、当社の製品の販売業務に携わる者については、I職紹介所の紹介を受け面接をして採用している。短期雇用のために、社会保険加入については本人の希望を聴取し手続を行っている。」と述べて

いる。

さらに、申立期間①から③までの当時に I 職紹介所の担当者であった者は、「I 職紹介所は、職業を斡旋<sup>あつせん</sup>するだけの機関であり、登録していた者とは雇用関係は無い。」と述べている。

申立期間⑤については、申立人は、F 社 G 営業所が閉鎖されるまで 3 年間ぐらい勤務していたので、同社の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和 52 年 5 月 31 日になるはずだと主張している。

しかしながら、申立人の F 社の雇用保険の被保険者記録は無い上、同社 G 営業所の閉鎖日を記憶している元社員はおらず、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、F 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も不明なことから、申立期間⑤における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができない。

さらに、申立人は、F 社を退職後、L 市に転居し現在まで居住しているとしているところ、申立人の住民票の L 市民になった日付は、昭和 50 年 9 月 19 日であることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間①から③まで及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③まで及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間④については、申立人は、申立期間の給与額は、記録されている標準報酬月額（6 万円）より高額であったと主張している。

しかしながら、F 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も不明なため、申立人の給与支給額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間④と近接した時期に申立人と同じ職種であった複数の者の標準報酬月額も、申立人とおおむね同額であることが厚生年金保険被保険者原票により確認できる。

さらに、F 社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、訂正の形跡は見当たらず、オンライン記録とも一致している。

このほか、申立人は、申立期間④において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当た

らない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間④について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 7947

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

私は、A社に、昭和 55 年 6 月 30 日まで勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、退職日である同年 6 月 30 日が資格喪失日になっているため、同年 6 月が被保険者期間になっていない。調査の上、資格喪失日の記録を同年 7 月 1 日に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された辞令及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿において、昭和 50 年代に被保険者資格を喪失した者の資格喪失日を調査したところ、資格喪失日が 1 日付けの者が 5 名である一方、申立人と同様に、末日付けの者が 78 名である上、末日付けで資格喪失している複数の者が、「私の退職日は末日である。」と回答している。

また、上記の同僚のうち、昭和 55 年 3 月 31 日に資格喪失している同僚は、「給与明細書は残っていないが、退職した月の厚生年金保険料を控除されていないことを確認したと思う。」と供述している。

さらに、A社は、「提出した辞令のほかに資料は残っていない。」と回答しており、申立人及び上記の複数の同僚も、退職月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、船員保険の被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 12 月 20 日から 49 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 50 年 11 月 30 日から 51 年 5 月 6 日まで  
③ 昭和 51 年 7 月 3 日から 52 年 2 月 18 日まで  
④ 昭和 52 年 2 月 19 日から 54 年 3 月 1 日まで

船員保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答であった。申立期間の船員手帳を所持しているため、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出のあった船員手帳の記録により、申立人がA社船舶Bの船員として、昭和 48 年 12 月 20 日から 49 年 8 月 30 日まで勤務していることが推認できる。

しかし、A社は船員保険の適用事業所ではなくなっており、事業主とも連絡が取れないことから、船員保険の取扱いや保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿では、申立人は船員保険の被保険者資格を昭和 49 年 3 月 1 日に取得しているところ、同社は、同日に船員保険の適用事業所となっていることが確認できる。

さらに、申立人及び昭和 49 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得した同僚は、当該期間に係る給与明細書を所持していないため、船員保険料控除について確認することができない。

申立期間②及び③について、申立人から提出のあった船員手帳の記録により、申立人がC社船舶Dの船員として、当該期間において勤務していることが確認できる。

しかし、C社は昭和52年2月に船員保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所ではなく、事業主とも連絡が取れないことから、船員保険の取扱いや保険料控除について確認することができない。

また、申立人が所持している船員手帳に記載があった船長は、当該期間にE社において船員保険に加入していることがオンライン記録により確認できることから、E社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録がある従業員に照会したところ、船員保険の担当者であった従業員は、「E社はC社の親会社だった。船員保険は、会社と話し合いにより加入する取扱いだった。私が船員保険の加入手続を担当し、申立人の船員手帳に記載があった同社船舶Dの船長については加入手続をしたが、申立人とその家族については加入手続をしなかった。」と述べている。

さらに、船員手帳において、当該期間にC社船舶Fに乗船した旨の記載がある申立人の弟も船員保険の加入記録が確認できない上、申立人は、当該期間に係る給与明細書を所持しておらず、E社も当時の資料が無いため、船員保険料控除について確認することができない。

申立期間④について、申立人から提出のあった船員手帳の記録により、申立人が当該期間にC社船舶Fの船員として勤務していたことが確認できる。

しかし、上記のE社の船員保険担当者は、「申立人とその家族については、当該期間においてはC社船舶Fでの船員保険の加入手続を行わなかった。」と述べているところ、船員手帳に昭和51年12月9日から54年8月25日までの期間において船舶Fに乗船した記録がある申立人の弟も当該期間の被保険者記録が無い。

また、C社のほかの船に乗り込んだ記録がある船長の一人は、「私は、機関長と二人で乗り込んだ。」と述べているところ、当該船長が記憶している機関長は、C社の船員保険被保険者名簿において氏名が確認できない。

さらに、申立人は、船員保険に加入していた根拠として申立期間①から④までに健康保険被保険者証を使用して医療機関を受診したと述べているが、申立人は医療機関名を記憶していないため、申立人の船員手帳に記載がある健康診断を受診した医療機関に、船員保険の加入記録の有無を照会したが、いずれも不明と回答している。

このほか、申立人の申立期間①から④までにおける船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①から④までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 7949

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 12 月 31 日から 10 年 1 月 1 日まで

A社での厚生年金保険の資格喪失日が「年金手帳の厚生年金保険の記録(1)」では、被保険者でなくなった日が平成 10 年 1 月 1 日と記載されているのに、日本年金機構の記録では、9 年 12 月 31 日となっているため、厚生年金保険の被保険者期間が 1 か月少なくなっている。同年 12 月に退職した後も健康保険を継続していた。当時の給与明細書を添付するので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給与明細書及び事業所から提出された賃金台帳から平成 9 年 12 月の厚生年金保険料が給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険法第 19 条では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされている。

申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録及び事業所から提出された退職所得申告書から、申立人の離職日は平成 9 年 12 月 15 日であることが確認できる。

これらのことから、申立人のA社における資格喪失日は、事業所が社会保険事務所(当時)に提出した、健康保険厚生年金保険被保険者喪失確認通知書に記載されている平成 9 年 12 月 31 日であり、申立人の主張する同年 12 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 8 月頃 から 39 年 3 月頃 まで  
② 昭和 48 年 5 月頃 から 51 年 7 月頃 まで

私は、昭和 35 年 8 月頃、A 社 B 工場へ正社員として入社し、39 年 3 月頃まで勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険被保険者記録が無い。また、48 年 5 月頃 から 51 年 7 月頃 まで C 社（現在は、D 社）E 店 及び F 社（現在は、G 社）H 店に勤務し、I 職をしていたが、両社についても厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が A 社 B 工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同社 B 工場が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 38 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得した同僚へ照会したところ、回答のあった 7 名は、厚生年金保険の記録と勤務期間は異なり、被保険者資格を取得する以前から同社 B 工場に勤務していたと回答している。

また、上記被保険者原票において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無いことが確認できる。

さらに、A 社 B 工場は既に解散しており、当時の事業主の連絡先も不明のため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会することができない。

申立期間②について、申立人は、C 社 E 店 及び F 社 H 店で勤務していたが、各事業所の勤務期間については覚えていないと述べている。

また、D社及びG社は、「当時の資料は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。」と回答している。

さらに、D社が加入しているJ厚生年金基金は、「申立人のD社における厚生年金基金の加入記録は無い。」と回答しており、同社が申立期間②当時に加入していたK健康保険組合、G社が加入しているL健康保険組合も、「申立人の健康保険の加入記録は無い。」と回答している。

加えて、申立人の元夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票の被扶養者氏名欄に申立人の氏名が記載されており、「扶養開始年月日」の記載は無いものの、当該被保険者原票における元夫の健康保険及び厚生年金保険の被保険者期間が昭和48年11月26日から52年10月26日までの期間となっていることから、申立人は、申立期間②の大部分は、被扶養者となっていたことが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 7951

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月頃から 45 年 11 月頃まで  
私は、申立期間において、A社のB店ほか数店に勤務したが、当該期間の厚生年金保険の記録が無い。  
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、B店を経営していたA社の後継会社であるC社は、「申立期間当時の人事記録及び賃金資料等は保存されていないため、申立人が勤務していたことを確認することができないが、A社は、厚生年金保険の適用事業所でなかったため、B店を含むD事業所の系列店で働く従業員は厚生年金保険に加入していなかった。当該系列店で働く従業員が厚生年金保険に加入したのは、C社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和 61 年 7 月 1 日以降である。」と回答している。

また、オンライン記録によれば、A社は、申立期間を含めて厚生年金保険の適用事業所となっていない上、同社の後継会社であるC社が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間から約 16 年後の昭和 61 年 7 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 10 月 20 日まで  
私は、個人的な理由で、A社を昭和 20 年 10 月 19 日に退職したが、  
24 年 5 月 1 日に再入社し、26 年 7 月 11 日に退職した。

厚生年金保険の記録によると、私がA社に勤務していた2回の期間のうち、最初の昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 10 月 20 日までの期間について、脱退手当金が支給されたこととなっている。

しかし、私は、脱退手当金の請求手続をした記憶も無いし、受け取った記憶も無い。

調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 年 7 か月後の昭和 22 年 5 月 20 日に支給決定されているところ、当時の脱退手当金の支給要件は、男性の場合、厚生年金保険被保険者期間 3 年以上 20 年未満の者で、資格喪失後、再度被保険者となることなく、1 年を経過した場合に支給されることとなっており、申立人の脱退手当金支給は当該支給要件に合致していることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、保険給付欄には脱退手当金が支給されたことを示す記録が確認できるほか、記載された月数はオンライン記録と一致することが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人と同日の昭和 20 年 10 月 20 日及び 21 年 1 月 10 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている男性 11 名を調査したところ、申立人を含む 5 名に支給記録が確認でき、

全ての者が申立人と同じ 22 年 5 月 20 日に支給決定されていることから、事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 7953

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月頃から 49 年 3 月頃まで

私は、申立期間当時は大学の夜間部に通学し、昼間はアルバイトとして、A事業所において、B職をしていたが、その期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A事業所に勤務していたと述べている。

しかしながら、A事業所の人事記録を承継しているC事業所は、「当時の資料が無いので、申立人の申立期間における在籍を確認することができない。」と回答している上、申立期間に係る雇用保険被保険者記録も無いことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録では、申立期間当時、申立人が記憶している所在地で事業所名をA事業所とする適用事業所は、昭和 45 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になった事業所が一つ確認できるものの、同事業所の事業所別被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、申立人が姓のみ記憶している複数の同僚と同姓の者も当該被保険者名簿では確認できない上、当該被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 7954 (事案 4707 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年11月1日から51年10月1日まで  
② 昭和52年10月21日から53年8月1日まで  
③ 昭和62年4月1日から同年10月1日まで

申立期間①は、A社、申立期間②及び③は、B社に勤務していた時の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されている。

調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③に係る申立てについては、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年12月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、当該期間以外の期間に係る給与明細書(昭和43年9月分、同年10月分、46年6月分)及び辞令(39年3月21日付け、40年3月21日付け、41年3月21日付け、47年8月21日付け、52年3月21日付け)を提出しているが、これら資料は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、申立人は、「A社における当該期間に係る標準報酬月額は、32万円である。」と主張している。

しかしながら、A社の後継企業であるC社は、「申立期間①に係る賃金台帳等を保管していない。」と回答しており、申立人の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立てどおりの報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、申立期間①のうち、昭和50年11月1日から51年8月1日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の上限額は20万円であるところ、オンライン記録において、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、上限額の20万円と記録されていることについて、申立人は、「厚生年金保険の標準報酬月額の上限額は、昭和51年8月1日より32万円に改正されたことになっているが、厚生年金保険標準報酬月額の改正経過に関する資料を精査したところ、正しくは同日前に改正されたと思わざるを得ない。」と主張しているが、当該主張の事実を確認することはできない。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連事情及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。